

## 令和3年米子市議会6月定例会議案

令和3年6月17日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
55	工事請負契約の締結について	教育総務	<p>次のとおり工事請負契約を締結しようとするもの</p> <p>工 事 名 啓成小学校校舎棟改築建築主体工事</p> <p>相 手 方 啓成小学校校舎棟改築建築主体工事美保テクノス・大松建設・金田工務店・フィディア特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 米子市昭和町25番地 美保テクノス株式会社</p> <p>請負金額 11億5,500万円</p> <p>工事概要 米子市立啓成小学校校舎棟の改築工事 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建て</p>
56	工事請負契約の締結について	教育総務	<p>次のとおり工事請負契約を締結しようとするもの</p> <p>工 事 名 啓成小学校校舎等改築電気設備工事</p> <p>相 手 方 啓成小学校校舎等改築電気設備工事新生電気工事・松東電機特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 米子市吉岡319番地15 有限会社新生電気工事</p> <p>請負金額 1億4,718万円</p> <p>工事概要 米子市立啓成小学校の校舎棟、ふれあい棟及びプール等の改築工事に伴う電気設備工事</p>
57	令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）	財 政	明細別紙

58	専決処分について（米子市市税条例及び米子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）	市民税 固定資産税	処分年月日 令和3年3月31日 [改正理由] 令和3年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの [主な改正内容] 1 個人市民税関係 (1) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止することとした。 (2) 退職所得申告書について、申告書の提出の際に經由すべき者が一定の要件を満たす場合には、電子提出できることとした。 (3) 住宅借入金等特別税額控除を拡充・延長することとした。 2 軽自動車税関係 (1) 環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長することとした。 (2) 種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長することとした。 3 固定資産税関係 (1) 中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとした。 (2) 令和4年度及び令和5年度においても、地価が下落し、土地の価格を据え置くことが適当でない場合の価格の修正措置を講ずることとした。 (3) 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和3年度から令和5年度までの各年度においても、土地に係る固定資産税の負担調整措置を講ずることとした。（ただし、令和3年度については、前年度課税標準額に据置き） [施行期日] 令和3年4月1日 [関係法令] 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号） 令和3年3月31日公布・同年4月1日施行（一部施行日別途）
59	専決処分について（令和3年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第1回））	財政	処分年月日 令和3年5月31日 明細別紙

60

米子市行政手続等における情報  
通信技術の利用に関する条例の  
制定について

情報政策

市民の利便性の向上を図るとともに、行政運  
営の簡素化及び効率化に資するため、市の機関  
等に係る申請、届出その他の手続等に関し、情  
報通信技術を利用する方法により行うための共  
通する事項を定めようとするもの

〔主な制定内容〕

- 1 申請等及び処分通知等のうち他の条例等  
の規定において書面等により行うことその  
他のその方法が規定されているものについ  
ては、当該条例等の規定にかかわらず、電  
子情報処理組織を使用する方法（オンライ  
ン）により行うことができることとし、当  
該方法により行われた申請等及び処分通知  
等については、当該条例等の規定に規定す  
る方法により行われたものとみなして、当  
該条例等の規定を適用することとする。
- 2 縦覧等及び作成等のうち他の条例等の規  
定において書面等により行うことが規定さ  
れているものについては、当該条例等の規  
定にかかわらず、縦覧等については当該書  
面等に係る電磁的記録に記録されている事  
項又は当該事項を記載した書類により、作  
成等については当該書面等に係る電磁的記  
録により行うことができることとし、当該  
電磁的記録に記録されている事項又は書類  
により行われた縦覧等及び当該電磁的記録  
により行われた作成等については、当該条  
例等の規定により書面等により行われたも  
のとみなして、当該条例等の規定を適用す  
ることとする。
- 3 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情  
報処理組織を使用する方法により行うこと  
ができる申請等及び処分通知等その他この  
条例の規定による情報通信技術の利用に関  
する状況を取りまとめ、公表することとす  
る。

※申請等…申請、届出その他の市の機関等に対して行  
われる通知をいう。

			<p>※処分通知等…処分の通知その他の市の機関等が行う通知をいう。</p> <p>※縦覧等…市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>※作成等…市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>[施行期日] 公布の日</p> <p>[参考法令] 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号） 平成14年12月13日公布・平成15年2月3日施行</p>								
6 1	米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生活年金	<p>精神障害の程度が2級又は3級である者を医療費の助成の対象に追加するとともに、心身に重度の障がいがある者に対する医療費の助成の要件となるその本人の所得の基準額について所要の改正を行おうとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>1 精神障害の程度が2級又は3級である者（70歳未満であって、後期高齢者医療の被保険者でないものに限る。）で規則で定めるものについて、医療費の一部を助成することとする。</p> <p>2 1により助成する額は、1か月につき、当該医療費の全額から当該医療費の全額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とすることとする。</p> <p>3 身体上の障害の程度が1級又は2級である者、重度の知的障害者と判定された者及び精神障害の程度が1級である者に対する医療費の助成の要件となるその本人の所得の基準額（上限額）を次の表のとおり改めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="906 1845 1477 2000"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族等の有無及び数</th> <th colspan="2">基準額</th> </tr> <tr> <th>引上げ後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族等がないとき。</td> <td>1,695,000円</td> <td>1,595,000円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の有無及び数	基準額		引上げ後	現行	扶養親族等がないとき。	1,695,000円	1,595,000円
扶養親族等の有無及び数	基準額										
	引上げ後	現行									
扶養親族等がないとき。	1,695,000円	1,595,000円									

扶養親族等が1人のとき。	2,075,000円	1,975,000円
扶養親族等が2人のとき。	2,455,000円	2,355,000円
扶養親族等が3人以上のとき。	2,455,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算して得た額	2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算して得た額

〔施行期日〕

公布の日（ただし、3については、令和3年8月1日）

62 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について

市民税

令和3年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするもの

〔主な改正内容〕

1 個人市民税関係（令和4年1月1日施行分）

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限を令和9年度分まで延長することとする。（現行：令和4年度分まで）

2 個人市民税関係（令和6年1月1日施行分）

均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る（＝一定の非居住者を除く。）こととする。

※控除対象扶養親族について、令和6年1月1日から次の表のように変更される。非居住者のうち年齢30歳以上70歳未満の者で同表右欄の(2)のウの(イ)から(ウ)までに掲げる者に該当しないものを均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族から除く。

〈控除対象扶養親族の範囲〉

令和5年12月31日まで	令和6年1月1日から
扶養親族のうち年齢16歳以上の者	扶養親族のうち (1) 居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）16歳以上の者 (2) 非居住者（居住者以外の個人） ア 年齢16歳以上30歳未満の者 イ 年齢70歳以上の者 ウ 年齢30歳以上70歳未満の者のうち (イ) 留学により法の施行地に住所及び居所を有しなくなった者 (ロ) 障がい者

			<p>(ウ) 納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>上記1…令和4年1月1日</p> <p>上記2…令和6年1月1日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>1 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）</p> <p>令和3年3月31日公布・同年4月1日施行 （一部施行日別途）</p> <p>2 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）</p> <p>令和3年3月31日公布・令和5年4月1日施行（一部施行日別途）</p>
63	米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	固定資産税 経済戦略	<p>本市において、引き続き、地域経済牽引事業による企業立地の促進を図り、もって本市の経済の活性化に寄与するため、承認地域経済牽引事業者が固定資産税の課税の免除を受ける固定資産に係る対象施設の設置の期限を延長しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>承認地域経済牽引事業者が固定資産税の課税の免除を受ける固定資産に係る対象施設の設置の期限を、<u>令和5年3月31日まで延長することとする</u>。（現行：基本計画の同意の日から起算して5年内（令和3年度末まで））</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p> <p>〔参考法令〕</p> <p>1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）</p> <p>2 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する</p>

省令（令和3年総務省令第32号）

令和3年3月31日公布・同年4月1日施行

64

米子市駐車場条例及び米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

建設企画

米子市駐車場（万能町駐車場）及び米子駅前地下駐車場の利用者の利便性の向上及び利用の促進による駐車場事業の収支の改善を図るため、駐車場の料金体系の見直しを行うとともに、駐車場内における一定の営業行為について許可できるようにする等の所要の整備を行おうとするもの

〔主な改正内容〕

I 米子市駐車場条例の一部改正関係

1 米子市駐車場（万能町駐車場）の普通駐車に係る使用料を次のように改めることとする。

駐車の種類	改正後			改正前		
	駐車時間	単位	使用料の額	駐車時間	単位	使用料の額
昼間駐車	午前8時～午後6時	1時間まで	200円	午前8時～午後9時	1時間まで	220円
		1時間超	100円		1時間超	160円
夜間駐車	午後6時～翌午前8時	1時間	100円	午後9時～翌午前8時	1時間	110円
夜間定額駐車	午後3時～翌午前10時	1回	550円	〔設定なし〕		

※昼間駐車700円（現行：設定なし）、夜間駐車500円（現行：420円）を限度額とし、24時間の上限額を1,200円（現行：設定なし）とする。

※夜間定額駐車に係る使用料は、夜間定額駐車券を使用して使用料を納付する場合に限り適用する。

2 普通駐車に係る使用料の納付に使用する回数駐車券について、次のように改めることとする。

（改正前）

額面金額	発行の単位	代金	1枚当たりの金額	割増率
220円	1組11枚	2,200円	200円	+10%

（改正後）

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金	1枚当たりの金額	割増率
定額	3,300円	1枚	3,000円	—	+10%
回数	5,700円	1枚	5,000円	—	+約15%
	12,000円	1枚	10,000円	—	+20%
単位回数	100円	1組11枚	1,000円	約91円	+10%
		1組60枚	5,000円	約83円	+20%
		1組130枚	10,000円	約77円	+30%

3 夜間定額駐車に係る使用料の納付に使用する夜間定額駐車券を次のように新たに設けることとする。

発行の単位	代金	1枚当たりの金額	割引率
1組10枚	5,500円	550円	0% (基本)
1組50枚	25,000円	500円	一約10%
1組100枚	45,000円	450円	一約20%
1組200枚	80,000円	400円	一約30%

4 米子市駐車場（万能町駐車場）における営業行為について、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、当該営業行為が行えることとする。この営業行為の許可については、米子駅前地下駐車場における営業行為についても準用することとする。（後段については、条文の改正なし）

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、期間を限って、入場後30分以内に出場する普通駐車の使用料を無料とすることができることとする。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を公示するものとする。

## II 米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部改正関係

1 米子駅前地下駐車場の普通駐車に係る駐車料金を次のように改めることとする。

駐車の種類	改正後			改正前		
	駐車時間	単位	駐車料金の額	駐車時間	単位	駐車料金の額
普通駐車 夜間駐車	昼間駐車 午前8時～午後6時	30分	100円 (入場後30分無料)	午前8時～午後6時	30分	110円 (入場後30分無料)
	開場時間 午前5時～午前8時 午後6時～午後12時	1時間		午前5時～午前8時 午後6時～午後12時	1時間	
	閉場時間 午前零時～午前5時	1回	200円	午前零時～午前5時		無料
夜間定額駐車	午後3時～翌午前10時	1回	550円	〔設定なし〕		

※昼間駐車1,000円、夜間駐車500円をそれぞれ限度とし、24時間の上限額を1,500円とする。（現行：24時間ごとに1,570円限度）

※夜間定額駐車に係る駐車料金は、夜間定額駐車券を使用して駐車料金を納付する場合に限り適用する。

2 普通駐車に係る駐車料金の納付に使用する回数券について、次のように改めることとする。

〈改正前〉

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金	1枚当たりの金額	割増率
定額回数券	3,300円	1枚	3,000円		+10%
	5,500円	1枚	5,000円		+10%
	11,000円	1枚	10,000円		+10%
単位回数券	110円	1組11枚	1,100円	100円	+10%

〈改正後〉

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金	1枚当たりの金額	割増率
定額回数券	3,300円	1枚	3,000円		+10%
	5,700円	1枚	5,000円		+約15%
	12,000円	1枚	10,000円		+20%
単位回数券	100円	1組11枚	1,000円	約91円	+10%
		1組60枚	5,000円	約83円	+20%
		1組130枚	10,000円	約77円	+30%

3 夜間定額駐車に係る駐車料金の納付に使用する夜間定額駐車券を次のように新たに設けることとする。

発行の単位	代金	1枚当たりの金額	割引率
1組10枚	5,500円	550円	0% (基本)
1組50枚	25,000円	500円	—約10%
1組100枚	45,000円	450円	—約20%
1組200枚	80,000円	400円	—約30%

〔施行期日〕

令和3年9月1日（ただし、上記Iの4及び5は、公布の日）

6 5

米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

建築相談

市街化調整区域における空き家の有効活用が促進されるよう、都市計画法の規定に基づく市街化調整区域における開発行為によらない建築物等の新築等の許可に関する基準を緩和しようとするもの

〔主な改正内容〕

市街化調整区域における開発行為によらない建築物等の新築等の許可をする基準として、当該許可を受けることができる目的、当該許可を受けて建築物等の新築等を行うことができる区域及び当該許可に係る建築物等の用途を変更し、及び追加することとする。

			<p>*許可の対象を変更するもの</p> <p>【変更前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外からの移住者又は市内の農地を耕作する市外に居住する農業者の空き家への居住</li> </ul> <p>↓</p> <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家への居住（人的要件の廃止）</li> <li>・特定空き家等として認定された後に除却された空き家の敷地に建設する自己用住宅への居住</li> </ul> <p>*新たに許可の対象とするもの</p> <p>次に掲げる場合における、農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供するものとして許可を受けることなく建設された自己用住宅（建築後5年以上使用されたものに限る。）の増築又は改築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該自己用住宅の居住者が農業、林業又は漁業を営む者でなくなった場合</li> <li>・相続により当該自己用住宅を承継した者が居住する場合</li> </ul> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p> <p>〔関係法令〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画法（昭和43年法律第100号）</li> <li>2 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）</li> <li>3 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）</li> </ol>
6 6	米子市特定空き家等及び特定空住戸等対策審議会条例の一部を改正する条例の制定について	住宅政策 建築相談	<p>建築基準法に基づく違反建築物に係る是正命令等及び代執行並びに米子市建築物等の適切な管理に関する条例に基づく保安上危険なブロック塀に係る除却等の命令及び代執行に関する事項の調査及び審議を本審議会の所掌事務に加えるため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>本審議会の所掌事務（市長の諮問に応じ、対象事項について調査し、及び審議すること。）の対象事項に、次に掲げる事項を加えることとする。</p> <p>(1) 建築基準法第9条第1項の規定による命令（違反建築物に係る是正命令）及び同法第10条第2項又は第3項の規定による命令（既存不適格建築物であつて著しく保安上危険な建築物に係る除却等の命令）並びに同法第9条第11項又は第12項（同法第10条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む）</p>

			<p>む。)の規定による代執行に関する事項</p> <p>(2) 米子市建築物等の適切な管理に関する条例第10条第1項の規定による命令(著しく保安上危険なブロック塀に係る除却等の命令)及び同条例第11条の規定による代執行に関する事項</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>1 建築基準法(昭和25年法律第201号)</p> <p>2 米子市建築物等の適切な管理に関する条例(令和3年米子市条例第12号)</p> <p>令和3年3月29日公布・公布の日から起算して3か月を経過した日(令和3年6月29日)施行(一部施行日別途)</p>																																								
67	米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	下水道営業	<p>地方公営企業の独立採算制の原則に鑑み、公共下水道事業の経営の健全化を図るため、公共下水道の使用料を改定しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 基本使用料及び超過使用料を、次のとおり引き上げることとする。</p> <p>1か月当たりの金額(消費税及び地方消費税別)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料区分</th> <th>排除汚水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>引上率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>～8</td> <td>1,100円</td> <td>1,270円</td> <td>15.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">超過使用料(1m<sup>3</sup>当たり)</td> <td>8～20</td> <td>132円</td> <td>154円</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>20～50</td> <td>171円</td> <td>198円</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>50～100</td> <td>223円</td> <td>258円</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>100～250</td> <td>242円</td> <td>278円</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>250～500</td> <td>260円</td> <td>297円</td> <td>14.2%</td> </tr> <tr> <td>500～1,000</td> <td>270円</td> <td>308円</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000～</td> <td>275円</td> <td>313円</td> <td>13.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 温泉汚水及び公衆浴場から排除される汚水に係る使用料を次のとおり引き上げることとする。</p> <p>1か月・1m<sup>3</sup>当たり 77円 → 88円 (14.3%引上げ)</p> <p>〔施行期日〕 令和3年8月1日</p>	使用料区分	排除汚水量(m <sup>3</sup> )	現行	改正後	引上率	基本使用料	～8	1,100円	1,270円	15.5%	超過使用料(1m <sup>3</sup> 当たり)	8～20	132円	154円	16.7%	20～50	171円	198円	15.8%	50～100	223円	258円	15.7%	100～250	242円	278円	14.9%	250～500	260円	297円	14.2%	500～1,000	270円	308円	14.1%		1,000～	275円	313円	13.8%
使用料区分	排除汚水量(m <sup>3</sup> )	現行	改正後	引上率																																							
基本使用料	～8	1,100円	1,270円	15.5%																																							
超過使用料(1m <sup>3</sup> 当たり)	8～20	132円	154円	16.7%																																							
	20～50	171円	198円	15.8%																																							
	50～100	223円	258円	15.7%																																							
	100～250	242円	278円	14.9%																																							
	250～500	260円	297円	14.2%																																							
	500～1,000	270円	308円	14.1%																																							
	1,000～	275円	313円	13.8%																																							
68	米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定につ	下水道営業	<p>地方公営企業の独立採算制の原則に鑑み、農業集落排水事業の経営の健全化を図るため、農</p>																																								

いて

業集落排水施設の使用料を改定しようとするもの

〔改正内容〕

基本使用料及び超過使用料を、次のとおり引き上げることとする。

1 か月当たりの金額（消費税及び地方消費税別）

使用料区分	排除汚水量 (m <sup>3</sup> )	現行	改正後	引上率
基本使用料	～8	1,100円	1,270円	15.5%
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> 当たり)	8～20	132円	154円	16.7%
	20～50	171円	198円	15.8%
	50～100	223円	258円	15.7%
	100～250	242円	278円	14.9%
	250～500	260円	297円	14.2%
	500～1,000	270円	308円	14.1%
1,000～		275円	313円	13.8%

〔施行期日〕

令和3年8月1日

69

損害賠償の額の決定について

水道局

法律上、市の義務に属する水道施設の管理の瑕疵による損害賠償の額を決定しようとするもの

1 損害賠償額

486万5,272円

うち米子市負担額 243万2,636円

2 相手方

境港市渡町3307番地

株式会社海産物のきむらや

代表取締役 木村隆行

3 事故の概要

令和3年3月4日、境港市の発注により境港市渡町地内において施行された下水道工事において、当該工事の請負者が道路の掘削をしていたところ、当該掘削をしていた箇所付近接する場所の路体（道路の土台）が崩れ、当該路体の崩れにより、当該場所に布設されていた水道管の継ぎ手部分が抜け、当該水道管が損傷した。

			<p>その損傷に起因した水道水の濁りが同地内において発生し、当該濁りが生じた水道水が本件損害賠償の相手方工場の給水装置に流入し、当該工場で生産した生産品に損害を与えた。</p> <p>この事故は、当該工事による掘削の影響を受ける範囲に水道管が布設されていたにもかかわらず、当該工事に係る事前の協議において、米子市及び境港市が、当該水道管の布設位置を誤認し、当該工事による掘削の影響を受ける範囲にないものと判断して当該工事を施行させたことが原因となり発生したものであった。</p>						
70	鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について	総合政策	<p>鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議を行おうとするもの 〔共同処理事務の変更〕</p> <p>共同処理事務のうち、広域福祉センター（老人休養ホーム「鳥取県西部広域行政管理組合 営うなばら荘」）の設置及び管理運営に関する事務を廃止する。</p> <p>〔規約の変更〕</p> <p>共同処理する事務から広域福祉センターの設置及び管理運営に関する事務を削除する。</p>						
71	令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）	財政	明細別紙						
72	令和3年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第1回）	財政	明細別紙						
73	令和3年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第1回）	下水道企画	明細別紙						
報告1	令和2年度米子市繰越明許費繰越計算書について	財政	<p>令和2年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災ラジオ整備事業費</td> <td>2,350,000円</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉サービス事業所等支援事業費</td> <td>11,600,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	翌年度繰越額	防災ラジオ整備事業費	2,350,000円	障がい福祉サービス事業所等支援事業費	11,600,000円
事業名	翌年度繰越額								
防災ラジオ整備事業費	2,350,000円								
障がい福祉サービス事業所等支援事業費	11,600,000円								

障がい者福祉施設整備費補助事業費	12,666,000円
小規模多機能型居宅介護事業所整備事業費	37,795,000円
認知症高齢者グループホーム整備事業費	48,702,000円
子育て短期支援利用事業費	490,000円
放課後児童対策事業費（なかよし学級）	10,000,000円
放課後児童対策事業費（民間児童クラブ）	10,436,000円
地域子育て支援センター事業費	1,226,000円
新型コロナウイルス感染症対策事業費（公立保育所）	6,200,000円
私立・特別保育事業費	777,000円
私立保育所等支援事業費	12,615,256円
公立保育所整備事業費	93,700,000円
公立保育所等業務効率化事業費	63,176,000円
生活保護総務事務費	3,960,000円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	866,050,000円
社会人スキルアップ・再就職支援事業費	6,500,000円
雪害園芸等施設復旧対策事業費	7,465,350円
土地改良事業費	22,450,800円
県営土地改良事業負担金	24,082,880円
農業水路長寿命化・防災減災事業費	8,820,000円
団体営土地改良事業費	4,137,359円
飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業費	19,900,000円
未利用エネルギー活用事業費	183,315,000円
県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	15,087,990円
橋りょう補修事業費	101,402,300円
道路維持補修事業費（補助）	75,037,000円
道路新設改良事業費	21,000,000円
市道安倍三柳線改良事業費	52,079,265円

			<p>和田浜工業団地内市道改良事業費 16,046,440円</p> <p>排水路新設改良事業費 97,810,550円</p> <p>米子駅南北自由通路等整備事業費 1,176,718,528円</p> <p>公園施設長寿命化事業費 47,000,000円</p> <p>県営街路事業負担金 74,936,791円</p> <p>小学校学校教育活動継続支援事業費 26,000,000円</p> <p>小学校特別教室等空調設備改修事業費 39,603,000円</p> <p>中学校学校教育活動継続支援事業費 12,400,000円</p> <p>中学校特別教室等空調設備改修事業費 26,028,000円</p> <p>米子城AR・VR体験環境整備事業費 18,192,000円</p>								
報告 2	令和 2 年度米子市水道事業会計 予算繰越計算書について	水 道 局	<p>令和 2 年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道工事に伴う配水管布設替工事（営業費用）</td> <td>20,300,800円</td> </tr> <tr> <td>下水道工事に伴う配水管布設替工事（建設改良費）</td> <td>46,795,430円</td> </tr> </tbody> </table>	事 業 名	翌年度繰越額	下水道工事に伴う配水管布設替工事（営業費用）	20,300,800円	下水道工事に伴う配水管布設替工事（建設改良費）	46,795,430円		
事 業 名	翌年度繰越額										
下水道工事に伴う配水管布設替工事（営業費用）	20,300,800円										
下水道工事に伴う配水管布設替工事（建設改良費）	46,795,430円										
報告 3	令和 2 年度米子市下水道事業会計 予算繰越計算書について	下水道企 画	<p>令和 2 年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 渠 整 備 事 業</td> <td>1,399,901,037円</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場整備事業</td> <td>93,920,000円</td> </tr> <tr> <td>処理場整備事業</td> <td>505,736,700円</td> </tr> </tbody> </table>	事 業 名	翌年度繰越額	管 渠 整 備 事 業	1,399,901,037円	ポンプ場整備事業	93,920,000円	処理場整備事業	505,736,700円
事 業 名	翌年度繰越額										
管 渠 整 備 事 業	1,399,901,037円										
ポンプ場整備事業	93,920,000円										
処理場整備事業	505,736,700円										
報告 4	法人の経営状況について	財 政	<p>一般財団法人米子市開発公社ほか 3 法人の経営状況について報告しようとするもの</p>								
報告 5	議会の委任による専決処分について（法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）	調 査	<p>法律等の一部改正に伴い、本市の条例において引用する当該法律等の条項等の表記を変更したもの</p> <p>処分年月日 令和 3 年 3 月 26 日</p> <p>改正内容</p> <p>次に掲げる条例について、所要の整理を行った。</p>								

			<p>(1) 米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(2) 米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p>(3) 米子市道の構造の技術的基準を定める条例</p> <p>(4) 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p>
報告 6	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	農業委員会	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和3年4月1日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 6,600円</p> <p>相手方 米子市中町20番地 社会福祉法人米子福祉会 理事長 岸 岡 和 男</p> <p>事故の概要</p> <p>令和3年1月22日、農地転用現況確認業務のために米子市五千石公民館の駐車場に総務部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を後退により駐車させようとしたところ、米子市五千石公民館の駐車場から五千石保育園敷地への進入口に設置してある門扉に市自動車の後部を誤って接触させ、当該門扉の鍵を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 7	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	建設企画	<p>法律上、市の義務に属する道路の管理の瑕疵<small>かし</small>による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和3年4月26日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 10万2,080円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p>

			<p>令和2年12月27日、相手方の妻が相手方所有の軽乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）で奈喜良地内の法定外公共物（道路）を鳥取県道米子広瀬線に向かって走行中に、法定外公共物（道路）に設置された集水枡の上を通ったところ、当該集水枡を覆っていたグレーチング蓋が跳ね上がり、当該グレーチング蓋が相手方自動車の左側下部に当たり、当該部分が損傷したもの。人身事故なし。</p>
報告8	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	交通政策	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和3年5月10日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 7万4,833円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和3年3月30日、総合政策部の職員が、米子市役所駐車場内において徒歩で業務上使用する資材を運搬していたところ、当該資材が、当該駐車場から出場するため当該駐車場の出口付近に停車していた相手方所有の軽乗用自動車のバックドア及び右側テールランプに当たり、当該箇所を破損させたもの。人身事故なし。</p>
報告9	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	クリーン推進	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和3年5月31日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 1万3,200円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和3年4月25日、淀江町淀江地内において、春季市内一斉清掃の参加者が、消火栓からの放水により市道西小路線の側溝を清掃す</p>

			<p>るため、当該消火栓につないだホースを保持し待機していたところ、当該ホースに送水された水の勢いで姿勢を崩して相手方自宅の窓に倒れ込み、その窓ガラスを破損させたもの。人身事故なし。</p>
報告10	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	建設企画	<p>法律上、市の義務に属する道路の管理の瑕疵<sup>かし</sup>による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和3年6月1日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 46万2,401円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和3年4月19日、相手方が相手方所有の普通乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）で市道大和ニュータウン1号線から上記市道に左折して進入した際に、当該市道を横断する横断用側溝の上を通ったところ、当該側溝を覆っていたグレーチング蓋が跳ね上がり、当該グレーチング蓋が相手方自動車の左側下部に当たり、当該部分が損傷したもの。人身事故なし。</p>
報告11	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	長寿社会	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和3年6月3日</p> <p>和解の概要</p> <p>(1) 物件損害</p> <p>市側の過失割合 3割</p> <p>損害賠償額 5万4,000円</p> <p>(2) 人身損害</p> <p>相手方は市に対する損害賠償請求権を放棄した。</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p>

			<p>令和2年8月3日、福祉保健部長寿社会課所属の職員（以下「市職員」という。）が、介護保険要介護認定調査の対象者を訪問するため福祉保健部所属の軽乗用自動車（以下「市自動車」という。）を運転し、主要地方道米子境港線を境港市方面に向けて走行し、国立大学法人鳥取大学医学部附属病院の出入口付近に差し掛かったところ、当該出入口から米子駅方面に右折しようとする主要地方道米子境港線に進入してきた相手方が運転する相手方所有の原動機付自転車と衝突し、当該原動機付自転車及び市自動車に損傷し、並びに相手方及び市職員がそれぞれ肩に傷害を負ったもの</p>
--	--	--	---

(追加予定議案)

	工事請負契約の締結について	教育総務	啓成小学校校舎等改築機械設備工事
--	---------------	------	------------------